

函館市低年齢児保育対策事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、女性の社会進出の増加や核家族化傾向の進行から、近年、私立認可外保育施設（以下「認可外保育施設」という。）に対しても、低年齢児（3歳未満児）保育に係るニーズが増加している実態を踏まえ、認可外保育施設に低年齢児保育を委託し、もって施設に入所する児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

(事業の実施)

第2条 事業は、市長が認可外保育施設に委託し、実施するものとする。

(実施対象施設)

第3条 実施対象施設は、次の各号に規定する要件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 原則として1週間当たりおおむね6日以上かつ1日当たりおおむね8時間以上保育を実施していること。
- (2) 「函館市認可外保育施設指導監督要綱」に基づく指導監査を前年度に受検し、国の認可外保育施設指導監督基準（平成13年3月29日雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）を満たしていること。
- (3) 委託契約日現在において函館市内に居住している低年齢児が6人以上入所していること。

(事業の委託内容)

第4条 委託事業は、前条の要件を満たし、低年齢児担当保育士の配置に対するものとする。

(職員の配置等)

第5条 事業を担当する職員については、保育士資格を有する専任の保育士を1名以上配置することとする。

- 2 前号の規定にかかわらず、施設の実態に応じ、適宜、事業担当職員以外の職員の協力を得て当該事業を実施することは差し支えないものとする。この場合に当たっては、保育児童を含め事業を利用している

児童の処遇に支障のないよう十分留意しなければならない。

(状況報告)

第6条 市長は、当該事業の実施状況に関し、必要に応じ施設長に報告を求め、または調査することができる。

2 施設長は、毎月初日における利用児童の状況をその月の10日まで市長に報告しなければならない。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、低年齢児保育について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(実施対象施設の要件の特例)

2 当分の間、前年度に事業の委託を受けた者が設置する施設のうち、感染拡大期間（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の規定により北海道が新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置または新型インフルエンザ等緊急事態措置の対象区域となっている期間その他市長が特に必要と認める期間をいう。以下同じ。）を除いた期間の各月初日の入所者数の平均が6人以上のものについては、感染拡大期間においては、第3条第3号の規定は、適用しない。